職業・氏名・年齢:派遣社員

40歳

提訴状況:相手方 株式会社 NTT データ、パーソルテンプスタッフ株式会社

## 一審

東京都労委令和 2 年 (不) 第 41 号・同 4 年 (不) 第 80 号・同 5 年 (不) 第 4 号 パーソルテンプスタッフ・N T T データ・パーソルテンプスタッフ (4 号) 不当労働 行為審査事件 (労働委員会命令データベース)

二審 中央労働委員会 再審査中 中労委令和6年(不再)第9号

## 会見主旨:

私は NTT データとパーソルテンプスタッフが公益通報者保護法違反をしたとして告発します。約 10 年非正規の派遣社員として働いてきた経験があり、NTT データでの就労中に上司から契約違反やハラスメントを受けました。これに対し内部通報および公益通報を行った結果、報復として派遣契約を打ち切られ、解雇されました。

具体的には、上司からは雇用を軽んじる発言やセクハラ、また違法な面接が行われたうえ、契約内容と異なる業務指示がされました。さらに、苦情を申し入れたことで、職場で孤立し、精神的に追い詰められ適応障害を発症しました。派遣会社にも通報しましたが、情報漏洩と報復的解雇が行われました。

労働局の指導や労働組合の協力も得ましたが、NTTデータとパーソルテンプスタッフは対応を引き延ばし、不利益な扱いを続けています。現在も労働委員会で争っていますが、企業の隠蔽体質と不利益取り扱いが横行しており、公益通報者保護法の欠陥を強く感じています。法改正を求め、不当な扱いには引き続き闘います。

「現在、NTT データとパーソルテンプスタッフは内部通報窓口の体制整備義務違反の疑いで消費者庁による行政調査を受けている最中です。会社は虚偽陳述などをせずに誠実に調査に応じてください」

「NTT データとパーソルテンプスタッフは、公益通報者保護法に則り、通報者に対する不利益取り扱いをやめてください」

「NTT データとパーソルテンプスタッフは、通報者にはフィードバックをするという社内規定に則り、被通報事実につき社内調査に着手し、速やかに結果を報告してください」